産業廃棄物税に関する検討報告書

平成22年6月

福島県地方税制等検討会

(はじめに)

本検討会は、従来より、税に関する課題について「地方分権時代にふさわしい税制のあり方」などの観点から検討を行い、課題を整理してきた。

前回、平成16年度開催した際は、産業廃棄物税の制度等について検討したが、導入された産業廃棄物税は、今年度末で施行後5年になり、福島県産業廃棄物税条例(平成17年条例第4号)附則第11項(「この条例の施行後5年を目途として、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」)に規定される見直しの検討時期を迎えることとなった。

産業廃棄物税の今後のあり方については、現在、主に、県からの諮問を受けた環境審議会において種々議論が行われており、今年3月には環境審議会の中間とりまとめ(以下「中間とりまとめ」という。)として、現行制度を今後5年程度継続すべきとする方向性が示されたところである。

本検討会においては、中間とりまとめについて税制面からの検討を依頼されたため、その中で検討が必要とされた事項を中心に、この5月から2回にわたり、より専門的な検討を行った。以下、検討の結果について報告する。

【産業廃棄物税についての検討結果】

1 主な論点についての検討結果

主に、以下の3つの論点について検討を行った。

- (1)「併せ産廃」の取扱いについて
 - (2) 「中間処理業者から排出事業者への税相当分の適切な転嫁」について
 - (3) 「課税の特例」について

検討結果は、以降、それぞれの項目で記載されたとおりである。

(1)「併せ産廃」の取扱いについて

(背景)

一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物(いわゆる「併せ産廃」)とは、廃棄物処理法第 11 条第 2 項において「市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる。」と規定されており、産業廃棄物の適正処理のため、県内市町村(又は事務組合)においても、その一般廃棄物処理施設で産業廃棄物が併せて処理されることがある。

現在、この併せ産廃について、本県は、課税対象としていないが、中間とりまとめにおいても検討を必要とするものと記載されていることから、本検討会においても、「併せ産廃」の取扱いについて検討を行った。

(検討状況・視点)

全国調査の結果では、産業廃棄物税を導入している27の自治体のうち15の 自治体において、課税対象としている状況にあった。

なお、併せ産廃を課税対象としている他自治体の一例を挙げれば、併せ産廃は 一般廃棄物と合わせて焼却されるため、課税標準(最終処分場に搬入される産 業廃棄物の重量)の算出において、まず、その焼却灰の重量を、残さ率を利用 して算出し、併せ産廃分の重量と一般廃棄物分の重量を按分率により算定して いる。

(※残さ率とは、一般廃棄物と産業廃棄物を合わせて焼却した場合に、焼却灰全体の重量を推計するための係数)

本検討会においては、各委員より併せ産廃の取扱いについて、以下のとおり意 見が出された。

「不公平感の解消も考慮する必要があるが、政策的に併せ産廃の排出事業者への配慮も必要。」

不公平感への配慮はわかるが、現下の大変厳しい経済状況の中で、

「排出事業者に新たな負担を求めるべきではなく、今後の課題として整理し、 慎重に対応すべき。」、

「新たな負担を求められることになると、少額であっても排出事業者にとっては抵抗がある。その場合、産業廃棄物の適正処理ではなく、不法投棄が増加する懸念がある。」

「併せ産廃に課税したとすると、税収以上に徴税コストがかかるのではないか。」

「まず、税の定着を優先すべきであり、今後の推移を見守った上で、併せ産廃 の量が大きく増加するような場合には、改めて検討すべき。」

「数量的な把握はやはり難しいのではないか。」

「産業廃棄物によっては、残さ率がまちまちである。 机の上だけで計算するというわけにはいかないのではないか。」

(検討結果)

併せ産廃の取扱いについては、検討している中で、不公平感の解消という観点からも課税の必要性については認識しているが、以下の四点、

- ①併せ産廃の排出事業者の理解を得ていく必要があること
- ②現在の厳しい経済状況の中で新たな負担を求めることの是非
- ③徴税コストとの兼ね合い
- ④課税標準となるべき最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量の算出 など課税手法について、さらに調査研究する必要があること を考慮し、環境審議会において総合的に判断いただきたい。

なお、新たに課税対象に加える場合には、制度創設時と同様に、新たな課税 制度を周知する期間を設けることが必要であることに留意しなければならない。

(2)「中間処理業者から排出事業者への税相当分の適切な転嫁」について (背景)

産業廃棄物が中間処理される場合、中間処理業者は、排出事業者から税相当額を含めた処理料金を受け取ることになる。しかし、値引き等が要求された場合は、中間処理業者が、本来排出事業者が支払うべき税相当額を負担する取引実態があると言われている。

このように、中間処理業者から排出事業者に対し、中間処理料金への産業廃棄物税相当額の転嫁が十分と言えない実態があることについては、環境審議会の議論で取り上げられ、その中間とりまとめにおいて検討を必要とされている

ことから、本検討会においても、税制面から何らかの対策を実施できるか、検 討を行った。

(検討状況・視点)

この問題は、本県を含む多くの自治体が採用している課税方式(いわゆる「最終処分業者特別徴収方式」)に内在する問題であると言える。中間とりまとめによれば、三重県、滋賀県が採用する「事業者申告納付方式」においては、免税点の設定が必要になり、税の公平性の点で問題があるとされている。

なお、税制上の対応の一つとして、京都府において、条例の条文中に、排出 事業者の責任について定めている事例があるが、当該条文の効果については、 京都府において未だ検証されていない。

(京都府産業廃棄物税条例より抜粋)

「(納税義務者等)

第4条 産業廃棄物税は、産業廃棄物の最終処分場への搬入に対し、当該搬入に係る産業廃棄物を排出した事業者に課する。この場合において、当該産業廃棄物が中間処理産業廃棄物であるときは、当該中間処理産業廃棄物を排出した事業者に課する。

2 前項後段の場合において、産業廃棄物の処理を委託した事業者は、この 条例の目的が達成されるよう協力するものとする。」

以上を踏まえ、検討会委員からは、課税方式の大きな変更は難しいものと考えられることから、さらに制度の周知に努めるべきという意見が出された。

また、条文への排出事業者責任を追加することが必要であるとする意見はなかった。

(検討結果)

本検討会としては、税相当額を排出事業者が負担すべきものであるという産業廃棄物税の制度趣旨について、さらに周知に努めることが適当であると考える。

なお、条文への排出事業者責任の追加については、特に実施する必要はない ものと考える。

(3)「課税の特例」について

(背景)

本県の産業廃棄物税において、課税の特例として、以下二つの制度がある。

・産業廃棄物の排出事業者が、自社の最終処分場に産業廃棄物を搬入する場合、その重量の2分の1を課税標準とする特例

(以下「自社最終処分特例」という。)

・排出事業者の最終処分場への年間搬入量が1万トンを超える場合、その 超える部分について2分の1を課税標準とする特例

(以下「特例納付」という。)

今回、環境審議会の中間とりまとめについて、上記の課税の特例について見 直しをすべきとするパブリックコメントが寄せられたことから、本検討会にお いて、論点に追加し、検討を行った。

(検討状況・視点)

「自社最終処分特例」については、中間とりまとめにおいて「多額の投資や努力により自社処分場を確保し自ら処理することで、排出事業者責任による自己処理に努めていることを考慮する必要がある。」として、環境審議会が、その政策上の必要性を明確にしている。

また、「特例納付」については、特例制度本来の趣旨が中間とりまとめにもあるように、あくまで、高額の税負担が発生する納税者に一定の配慮をするための制度であるということと、産業廃棄物排出量の削減やリサイクルの推進については、産業廃棄物税の導入はいくつかある方策のうちの一つである、という二点を考慮する必要があると思われる。

なお、委員からは「産業廃棄物税はまだ導入後4年であり、まずは制度の定着を第一に考えるべきである。よって、課税の特例についても、今後5年間は現状のまま継続すべき。」とする意見があった。

(検討結果)

上記を踏まえ、本検討会としては、現行における二つの課税の特例制度を継続することが適当であると考える。

2 その他の検討結果

上記3つの論点以外の産業廃棄物税の今後のあり方については、環境審議会の中間とりまとめにおける整理を適当であると考える。

以上